平成２１年（フ）第４７７２号
大阪市鶴見区鶴見２丁目21番２―802号
債務者　小谷百合子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４９号
大阪市阿倍野区旭町３丁目１番２―1107号
債務者　西田　淳之
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８８７号
大阪府池田市井口堂３丁目８番３号
債務者　永井　伸枝
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１２号
大阪市城東区諏訪３丁目９番８号、住民票上の住所大阪市城東区東中浜８丁目８番23―1002号
債務者　堀江　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４５号
大阪市阿倍野区橋本町１番30―205号
債務者　安高　秀和
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１８号
大阪府茨木市舟木町17番36号
債務者　大賀　貴紀
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０２４号
大阪市東淀川区豊里７丁目23番21号　サニーマンション岸本201号
債務者　堤　奈緒子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４４号
大阪府池田市住吉２丁目４番１号301
債務者　黒崎　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７２号
大阪市淀川区東三国２―11―14―404、住民票上の住所大阪市淀川区東三国３丁目10番３―325号
債務者　村上　正明
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０９号
大阪市旭区大宮３丁目７番３号　エムズ大宮302
債務者　清水　竜志
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５３号
大阪府高槻市富田町１丁目21番７号
債務者　石田　　学
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５４号
大阪市東成区深江南３丁目２番28号
債務者　髙山　久子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７号
大阪府和泉市王子町３丁目６番12―204号
債務者　吉弘　真樹
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
大阪府泉南郡熊取町青葉台１丁目７番２号
債務者　西田　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
大阪府岸和田市三田町347番地の１アーバンハイムＢ棟201号
債務者　杉原　江美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
大阪府岸和田市池尻町247番地
債務者　宮重　昭男
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
大阪府岸和田市池尻町247番地
債務者　宮重　廣子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係